

山形県商工業振興資金（経営安定資金第4号）の対象となる 災害の指定について

1 趣 旨

令和6年7月25日からの大雨により被害を受けた事業所の円滑な復旧を支援するため、山形県商工業振興資金（経営安定資金第4号）の対象となる災害に「令和6年7月25日からの大雨による災害」を指定するものです。

2 指定の内容

- (1) 災害の名称 令和6年7月25日からの大雨による災害
- (2) 対象地域 災害救助法の適用を受けた市町村
- (3) 指定の期間 令和6年7月26日から令和8年3月10日まで

3 経営安定資金第4号の貸付条件

- (1) 貸付対象者 県が指定する災害により建物、設備等の事業用資産について被害を受け、今後3か月間の売上高が前年同期比で20%以上減少することが想定される中小企業者
- (2) 資金の用途 復旧に必要となる設備資金及び運転資金
- (3) 利 率 年1.6%（固定）
- (4) 貸付限度額 8,000万円
- (5) 貸付期間 10年以内（うち据置2年以内）
- (6) 認定機関 山形県

以 上